



鳥労基発 1028 第 7 号  
令和 6 年 10 月 28 日

各労働災害防止団体等の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



令和 6 年度「ゼロ災 5 5」無災害運動の実施について

労働基準行政の推進については、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 9 月 5 日に開催いたしました「ゼロ災 5 5」無災害運動実施打合せ会議により、本運動についての実施要綱及び運動期間中における各団体の実施事項を確認したところですが、運動期間中の死亡・休業災害ゼロを目指すため、本運動の実施要綱を会員事業場へ周知していただくとともに、当該要綱における「事業場の実施事項」の実施について御指導くださいますようお願いいたします。

また、新たに作成したポスターを別添のとおり送付しますので、御活用ください。

新型コロナウイルスによる被災を除く鳥取県の休業 4 日以上の労働災害による死傷者は、本年 9 月末現在において前年同期に対し 62 人減少の 320 人（死者数は 1 人で前年同期に対し 2 人減少）となっており、直近 5 年間では最も少なくなっていますが、9 月末時点において 300 人を超えている状況であり、「鳥取労働局第 14 次労働災害防止推進計画」の目標達成に向けて、労働災害防止のための取組を一層促進させていく必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、その中でも死亡災害は絶対に発生させてはなりません。労働災害を発生させないためには、**基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って安全衛生活動に取り組んでいただくことが必要**であると考えています。

各労働災害防止団体におかれましては、計画された取組事項の確実な実施について御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本運動のリーフレット、のぼり、パンフレット及び災害防止に役立つリーフレット等は下記の鳥取労働局等の HP よりダウンロードが可能ですので、ご活用くださいますよう、併せて、お願い申し上げます。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/\\_120494.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_120494.html)

